



東北運輸局プレスリリース

令和3年7月12日
国土交通省東北運輸局

鉄道事業の廃止の届出に係る公衆の利便の確保に関する意見の聴取について (公示のお知らせ)

令和3年6月30日付けで、東日本旅客鉄道株式会社から第一種鉄道事業の一部を廃止する届出があり、その概要と意見の聴取を実施する旨を別紙のとおり公示しましたので、お知らせします。

なお、この意見の聴取は、鉄道の廃止の是非を聴取するものではなく、関係地方公共団体及び申請のあった利害関係人から、廃止を行った場合における公衆の利便の確保に関して聴取するものです。

○利害関係人とは

- ・ 鉄道事業の一部の廃止の後に公衆の利便の確保を図ることが想定される者
 - ・ 利用者その他の者のうち地方運輸局長が当該廃止に関し特に重大な利害関係を有すると認める者
- ※特に重大な利害関係を有すると認める者とは、廃止予定路線沿線地域の経済団体、当該地域の相当数の利用者が参画する利用者団体等が該当

○届出の概要について

1. 廃止の届出を行った鉄道事業者名
東日本旅客鉄道株式会社（代表取締役社長 深澤 祐二）
2. 届出日
令和3年6月30日
3. 届出事項
鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第28条の2第1項の規定による第一種鉄道事業の一部廃止
4. 廃止の届出があった路線名及び区間
只見線（只見～会津川口間）
※当該区間については、平成23年7月新潟・福島豪雨により被災し現在運休中であるが、福島県（以下「県」という）が鉄道施設等を保有し、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR」という）が運行を行う上下分離方式により鉄道復旧することから、本届出はJRが第一種鉄道事業として廃止を行うものであります。
また、本届出に合わせて、JRから「第二種鉄道事業」の許可申請が、県から「第三種鉄道事業」の許可申請がそれぞれなされたところです。
5. 廃止の予定日
令和4年12月31日までの只見線（只見～会津川口間）の第二種鉄道事業による運輸開始予定日



＜お問い合わせ先＞

東北運輸局 鉄道部 計画課

岩淵・佐藤

TEL：022-791-7526

公 示

公示第 40 号

鉄道事業法第28条の2第2項及び鉄道事業法施行規則第42条の2の規定により、次のとおり公示する。

なお、本件公示に係る事案に利害関係を有し、当局の行う意見の聴取を受けようとする者は、鉄道事業法施行規則第42条の4の規定により、公示の日より10日以内に、下記事項を記載した意見聴取申請書を当運輸局長あて提出されたい。

記

1. 意見の聴取を申請する者の氏名又は名称及び住所
2. 届出の件名及びその番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和3年7月12日

東北運輸局長 田中 由紀

1. 意見の聴取を行う廃止の届出の件名	鉄道事業の廃止の届出
2. 事案番号	第1号
3. 廃止の届出を行った鉄道事業者名	東日本旅客鉄道株式会社
4. 廃止の届出があった路線名及び区間	只見線（只見～会津川口間）※第一種鉄道事業
5. 廃止の予定日	令和4年12月31日までの只見線（只見～会津川口間）の第二種鉄道事業による運輸開始予定日
6. 廃止を必要とする理由	平成23年7月新潟・福島豪雨により被災した只見線（只見～会津川口間）については、福島県が鉄道施設等を保有し、東日本旅客鉄道株式会社が運行を行う上下分離方式により鉄道復旧することから、第一種鉄道事業として廃止を行うため。
7. 意見の聴取の申請に係る事項	
(1) 意見聴取申請書記載事項	①意見の聴取を申請する者の氏名又は名称及び住所 ②届出の件名及びその番号 ③意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名 ④意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項
(2) 申請受付期間	本公示の日より10日以内
(3) 申請方法	①郵送による申請（消印が公示日より10日以内であること。） ②当運輸局への申請書の持参による申請
8. 意見の聴取の実施予定日及び場所	実施予定日の10日前までに別途通知

(注) 利害関係を有する者とは、鉄道事業法施行規則第42条の3に規定する者をいう。